

令和2年9月18日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長
今井 晋哉 殿

徳島大学総合科学部長
栗 栖 聡

「海外旅行保険の校費払い」について（回答）

大学、学部の運営等に関して、いつも建設的なご提案等を提示していただき、ありがとうございます。さて、2020年8月25日に本件について回答させていただきましたが、9月3日に貴組合より再度申し入れがありました。当初、8月25日の回答直後に行う予定でした補足説明をすることができず、大変説明不足の回答となりましたことを、お詫び申し上げます。今回の回答文書にて、8月25日の回答に至った経緯及び理由をご説明いたします。

1. 経緯

総合科学部より会計課に対して、海外保険料の校費払いについて検討するよう依頼するかどうかについて、部局長より直接公式に依頼する前に、まずは事務レベルで会計課と協議して、支払いの可能性について検討してまいりました。その協議等を踏まえつつ、学部として総合的に判断して、今回は校費支払いについて公式な依頼を行わないという結論をするに至りました。

2. 校費支払いが困難である理由

学部として校費支払いが困難であると考えた理由は、以下の通りです。

①本学の規則

本学の規則では、海外旅行保険を支払うことができる根拠がないため、原則として本学の予算では支払えない。(科学研究費補助金は研究者個人に交付される研究費であり、大学はその経理を委任され、大学の帳簿外で管理しているものである。よって、科研費で認められていても、直ちに本学の規則上認めることとはならない。)

この理由については、当初から学部として理解していますので、昨年度学部としても、当該教員は海外旅行保険料を個人で負担すべきであると判断いたしました。

よって、次に問題となるのは、規則を変更して、認めることはできないのか、ということになります。これについては、学部として、以下のような理由が重要だと考えています。

②国大協保険で対応可能

国内外を問わず、教職員が出張中の業務に起因して負傷、疾病、傷害、死亡等にあった場合、その損害補償は政府労働災害の対象となっている。加えて、大学が加入する国大協保険により、国家公務員災害補償制度と同等の補償が受けられる。また、教職員が事故等を起こして賠償責

任を負った場合、その損害賠償金についても国大協保険の補償対象となっている。

現状、これらの補償を超える任意保険の保険料については、一部の例外（渡航先が、海外旅行保険等への加入を入国の必須条件としている場合、外部資金等で交付元の使用ルールにおいて加入を義務づけている場合、旅費を科研費から支出し、かつ研究遂行上必要である場合）を除いて大学予算では支出していない。

③保険金の受取の問題点

実費補填以外の保険（生命保険等）に加入する場合、大学予算を原資として個人が実費以上の保険金を受け取ることになることは問題である。また、保険の契約者が職員個人の場合、保険料は大学を通さず、職員個人またはその家族等に直接支払われることが一般的であることも問題である。

④事務上の困難

保険内容を細かくチェックして、適切な保険であるかどうかを審査する能力を事務部門は持っていない。

⑤他大学の事例

・京都大学

国際交流課海外拠点係への問合せたところ、「海外旅行保険について大学のリスク管理上必要と認められる場合は、大学予算で負担しているが、具体的な判断は各部局に委ねられている。しかし、具体的な根拠規定は定めていない」とのことであった。しかし、こうした運用は会計原則上望ましくないと考える。

以上のような理由によって、規則には根拠があり、規則を変更することも困難であると理解いたしました。よって、このように会計原則上明白に問題があるということであれば、要望を出すことはできないと考えるに至りました。

3. 補足意見

ただし、本件の要望を教員が出した最大の理由は、開発途上国において、病気で入院する際、あるいは、遭難し救援を求める際、何百万円もの高額の治療費や救援費を現金で支払うことを要求されるケースがあり、本人が建て替え払いをして、後から保険料で補填されるような保険では、治療も救援も受けられなくなるという生命に関わるものです。もちろん、私費で負担することは可能ですが、その研究内容から開発途上国に研究、学生の引率でしばしば出張する教員が、公務に伴うリスクへの対応を、校費（自分の研究費）で行いたいという要望を行うことは（科研や JICA がそうした研究者に配慮して、支出を認めているからなおさらのこと）、十分に理解できることであると考えています。また、本学部国際交流関連の委員長等からも、妥当な要望であるとの回答がなされています。よって、こうした基本的権利に関わる要望に関しては、そうした要望を出す教員の多寡が問題ではなく、たとえ要望する教員が 1 名であっても、大学として対応することが重要であると考えています。

今回は、総合的な判断をして公式の要望を出すことをしませんでした。今後例えば本部財務部において、規則の根拠についてさらに検討を進め、海外旅行保険の校費支出と会計原則の

遵守とを両立させることができる方策を探っていただき、最終的に、例えば、広島大学のよう
に、「予算責任者（部局長等）が必要と認めた場合、海外旅行保険を校費で支払うことができる」
とした規定が可能であると判断し、そうした規定等を制定していただければ、大変ありがたい
と考えています。よって、公式の要望はしないにしても、本学部がこうした見解を持っている
こと自体は、本部財務部にお伝えしておきたいと思います。

以上、本件の経緯と理由及び補足意見を述べさせていただきました。本件については、問題
が複雑で、内部での検討に時間をとってしまいました。回答が大幅に遅れましたこととお詫び
申し上げるとともに、以前学部としてお約束したことを実現することができませんでしたこと
を、お詫び申し上げます。